

学童保育所入所における同意書

※ 以下の事項の内容を確認し、チェック欄の□にレ点記入した上で、ご署名をお願いいたします。

	確認及び同意事項	チェック
申請前	学童保育所での安心した利用のため、各児童クラブの案内や手引き等を十分に確認してください。	☐
	各学童保育所において定員を大幅に超えた場合、申込状況や児童の学年、保護者等の就労状況等を考慮して、入所審査、選考を行います。審査によっては、入所をお待ちいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。	☐
	4月入所については、入所をお待ちいただく場合、不承認の通知書を送付し、それ以降は、入所ができる場合のみ、お知らせします。 途中入所については、入所ができる場合のみお知らせします。	☐
	申請内容に事実と異なる虚偽の記載があった場合、入所を取り消す場合があります。	☐
	入所申請後、事情により、入所希望を取下げする場合は、「入所取下書」を提出してください。	☐
	入所要件（就労、求職、障がい・疾病等）が非該当となった場合には、速やかに「退所届」を提出してください。※就労認定の方が育児休業を取得する場合も退所となります。	☐
	申請後に、申請内容に変更があった場合（入所者氏名、入所要件、家族構成、就労状況等）には、「変更届」を提出してください。	☐
	正当な理由なく、長期間にわたり通所実績がない場合、入所を取り消す場合があります。長期間欠席する場合は、「長期欠席届」の提出が必要です。	☐
	お迎え時間や児童クラブのルールやきまり等をお守りください。学童保育所の運営に支障をきたす場合、退所となる場合があります。	☐
保育料	保育料は、原則、毎月末日が納期限（末日が土日祝の場合は翌営業日）となっています。必ず納期限までに、納付してください。	☐
	学童保育料の滞納があった場合、督促状が発布されますので期限までに納付してください。納付や連絡がない場合は、入所許可の取り消しや、翌年度の入所（児童本人並びにきょうだい）をお断りする場合があります。	☐
	保育料は在籍期間に応じて発生します。利用の有無による日割り計算は行いません。	☐
	生活保護、児童扶養手当及び就学援助を受給されている方、放課後等デイサービスを受けている方は、申請により学童保育料が免除となります。 ※免除資格をお持ちでも、申請がない場合には免除対象とはなりません。	☐
他	（継続利用の方、以前学童を利用されていた方）保育料の滞納はありません。	☐
	必要に応じて、関係機関や就労先等から情報を得る場合があります。	☐

上記の内容について確認、同意しました。また、上記内容を守れなかった場合は学童保育所を退所となっても異議はありません。

年 月 日

保護者氏名（自署）